

特定(介護予防)福祉用具販売

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

奥羽特装販売株式会社が開設する奥羽特装販売株式会社 アメニティ・ライフ（以下「事業所」という。）が行う特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図るとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 奥羽特装販売株式会社 アメニティ・ライフ
- 二 所在地 青森県八戸市八太郎一丁目1番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（福祉用具プランナー取得者、専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- 二 専門相談員 福祉用具プランナー 3名以上（常勤、専従）
福祉用具専門相談員講習会修了者 6名以上（常勤、専従）
専門相談員は、特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- 三 事務職員 2名以上（常勤、専従）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法)

第6条

- 1 特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
- 2 特定福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の購入に係る同意を得るものとする。
- 3 特定福祉用具の納品に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うものとし、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 4 利用者の要請等に応じて、販売した特定福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- 5 特定福祉用具の搬入については、利用者の希望に応じるものとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定(介護予防)福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 入浴補助用具
- 三 簡易浴槽
- 四 移動式リフトのつり具の部分
- 五 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 六 排泄予測支援機器
- 七 スロープ
- 八 歩行器
- 九 歩行補助つえ

(販売価格等)

第8条

- 1 特定福祉用具を販売した場合の販売価格は別添のカタログ(目録)のとおりとし、当該特定(介護予防)福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に基づき、カタログ記載の利用料から保険給付分を差し引いた差額分を利用者負担金とする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、別添カタログ(目録)に記載のとおりとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル未満は、100円。
 - 二 事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル以上は、1キロメートルごとに100円を加えた額。
 - 三 当項において有料道路・船舶・航空等を利用した場合は実費を徴収する。
- 4 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用についてそ

の実費を徴収する。

5 購入料金は納品時に徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森県南（三八地域、上十三地域）、岩手県北（洋野町、軽米町）とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヵ月以内

二 継続研修 年3回

2 利用者からの相談又は苦情に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の特定（介護予防）福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講じる。

6 要介護認定等の認定を受けていない利用者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。

7 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを掲示するものとする。

8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は奥羽特装販売株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

9 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがきるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための定期的な研修の実施

四 前一、二、三に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

第7条を一部改正し、平成24年 4月 1日から施行する。

第4条三を一部改正し、平成24年 6月 1日から施行する。

第4条二を一部改正し、平成25年 4月 1日から施行する。

第4条三を一部改正し、平成26年 8月 1日から施行する。

第4条二を一部改正し、平成26年 8月 1日から施行する。

第4条三を改正し、平成27年 4月 1日から施行する。

第4条四を制定し、平成27年 4月 1日から施行する。

第8条一を改正し、平成27年 8月 1日から施行する。

第4条二及び第9条を一部改正し、平成29年 9月 1日から施行する。

第4条三を改正し、平成30年 3月 1日から施行する。

第4条四を制定し、平成30年3月1日から施行する。

第4条一、二を一部改正し、平成30年8月1日から施行する。

第4条三を削除、同条四を三とし、平成30年8月1日から施行する。

第4条二、三を一部改正、同条四を制定し令和1年9月1日から施行する。

第4条二を一部改正、三を削除、同条四を三とし、令和2年2月25日から施行する。

第4条二、三を一部改正し、令和3年6月1日から施行する。

第7条を一部改正、第10条9を制定し、令和6年4月1日から施行する。